

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20181213	有限会社大竹交通 法人番号(1240002 037503) 代表者中島教嘉	広島県大竹市油見3丁目 10-8	本社営業所	広島県大竹市油見3丁目 10-8	文書警告	道路運送法第27条第 3項	継続監視の監査対象として、平成30年11月8日に監査を実施。5件の違反が認められた。 (1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)(4)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)(5)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0
20181213	朝日交通株式会社 法人番号(3240001 025473) 代表者面迫孝文	広島県呉市朝日町5-10	焼山北営業所	広島県呉市焼山北3丁目 1-8	文書警告	道路運送法第27条第 3項	継続監視の監査対象として、平成30年6月12日に監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)(4)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)	0	0
20181221	佐伯交通有限会社 法人番号(4240002 037104) 代表者西本直貴	広島県廿日市市永原123 7-1	本社営業所	広島県廿日市市永原123 7-7	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	道路運送法第27条第 3項	継続監視の監査対象として、平成30年10月22日に監査を実施。5件の違反が認められた。 (1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下運輸規則)第7条の2第1項)(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	5	5